

事業活動温暖化対策計画書制度の 見直しの方向性について

2023年9月25日及び26日

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室

1 はじめに ～地球温暖化対策計画の改定について～

地球温暖化対策計画改定の目的

- ✓ 2050年の脱炭素化に向けた世界的な潮流
- ✓ 国の温室効果ガス削減目標の引上げ(2030年度に2013年度比△46%、更に50%の高みに向けて挑戦)
- ✓ 国による「地域脱炭素ロードマップ」の策定(地域における脱炭素化の取組が強く求められている)

県地球温暖化対策計画の全面改定

- 令和4年3月の計画一部改定(増補)を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた基本的な考え方や各種目標、緩和策・適応策の具体的な施策などについて、全面改定
- エネルギー施策が主目的の「かながわスマートエネルギー計画」、県の事務事業に関する「神奈川県庁温室効果ガス排出抑制実行計画」との一本化

改定の内容①（2050年の目指すべき姿と基本方針）

2050年の目指すべき姿

- 2050年時点では、人々の生活様式のデジタル化が進むほか、移動や生産プロセスの電化などの新たな技術サービスの活用により、社会の在り方が大きく変化することが想定される。
- こうした中、原子力発電に過度に依存せず、安全で安心な再生可能エネルギー等の導入が進み、エネルギーを安定的に無駄なく利用できる環境が整うなど、脱炭素で持続可能な社会が実現することを目指す。

基本方針

- 未来のいのちを守るため、脱炭素社会の実現に向けて、多様な主体が気候変動問題を「自分事化」し、オールジャパン・オール神奈川で緩和策と適応策に取り組む。

改定の内容②（対策の方向性と削減目標）

【緩和策】

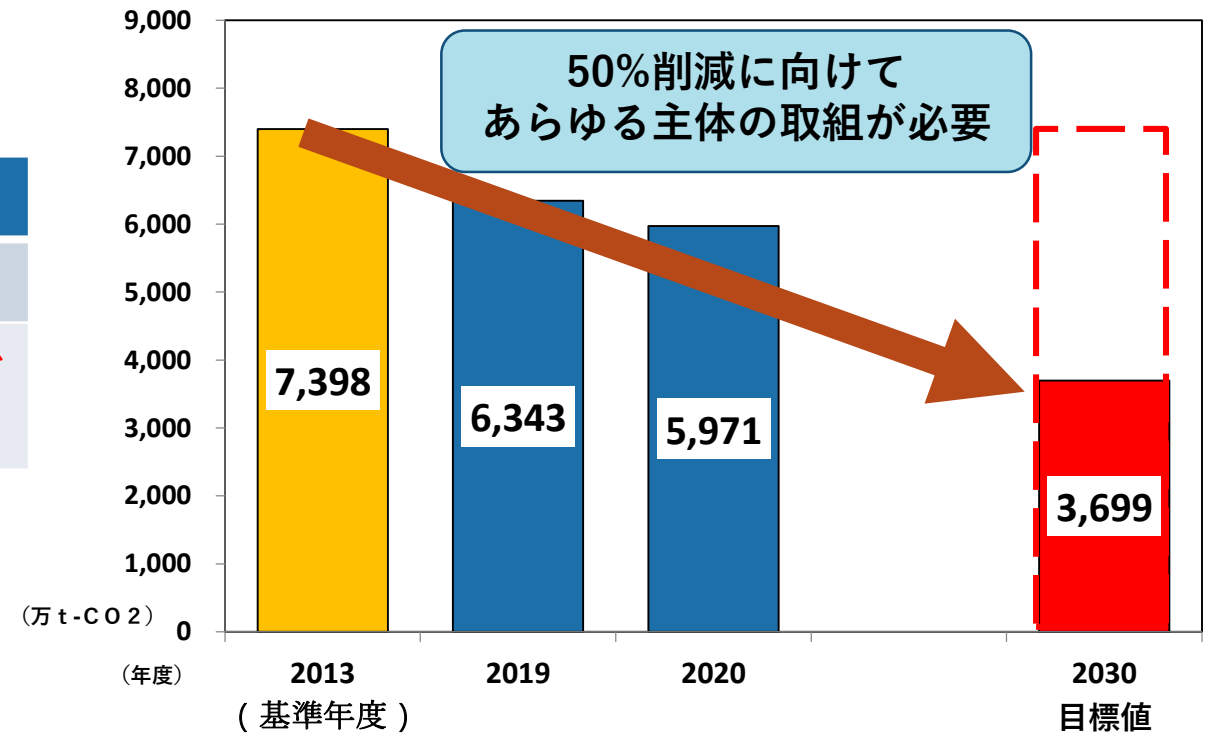
2030年度の目標達成に向けては、エネルギー起源のCO₂排出量の削減に重点的に取り組む必要があるため、省エネルギー対策の徹底と、再生可能エネルギーの利用・導入の拡大に取り組む。



【適応策】

気候変動による県民生活や自然環境への影響と被害を軽減するため、神奈川の特長も踏まえ、農林水産業、自然災害、健康など幅広い分野で対策に取り組む。

削減目標	内容
長期	2050年脱炭素社会の実現
中期	2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減



改定の内容③（目標達成に向けたシナリオ）

- 2030年度の中期目標の達成に向けて、各主体の役割を踏まえ、産業、業務、家庭、運輸など部門別の削減目標を設定し、様々な主体がオール神奈川で、部門ごとにそれぞれの活動に沿った脱炭素に資する取組を進める。
- 県としては、各主体の取組を後押しするために必要な施策や県庁の率先実行の取組を推進する。

（排出量単位：万トン-CO₂）

部 門	2013年度排出量	2030年度排出量（目標）	2013年度比削減割合
エネルギー転換部門 （発電所等）	940	498	▲47%
産業部門	2,413	1,032	▲57%
業務部門	1,306	459	▲65%
家庭部門	1,254	655	▲48%
運輸部門	1,073	820	▲24%
廃棄物部門	131	69	▲47%
その他ガス	280	182	▲35%
吸収源	-	▲16	-
総排出量	7,398	3,699	▲50%

改定の内容④（地球温暖化対策計画（改定素案）の目次）

第1章 総論

1 計画改定の趣旨

2 基本的事項

計画期間

3 これまでの実績

4 2050年の目指すべき姿と基本方針

(1) 2050年の目指すべき姿

(2) 基本方針

(3) 対策の方向性

第2章 緩和策

1 県内の温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 2050年に向けた長期目標

(2) 2030年度に向けた中期目標

2 中期目標の達成に向けたシナリオ

(1) 各主体の役割

(2) 部門別の削減目標等

(3) 再生可能エネルギー設備の導入目標

(4) 県庁の温室効果ガス排出量の削減目標

（第2章 緩和策）

3 県の施策

(1) 施策体系

(2) 小柱別の取組例

(3) 施策の部門別ロードマップ

(4) 施策の実施に関する目標（施策体系・部門、率先実行）

(5) 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する県基準

第3章 適応策

1 改定の経緯

2 神奈川県における気候変動の影響

3 各主体の役割

4 県の施策

(1) 取り組む分野と主な対策

(2) 分野別の影響と取組例

(3) 施策の実施に関する目標

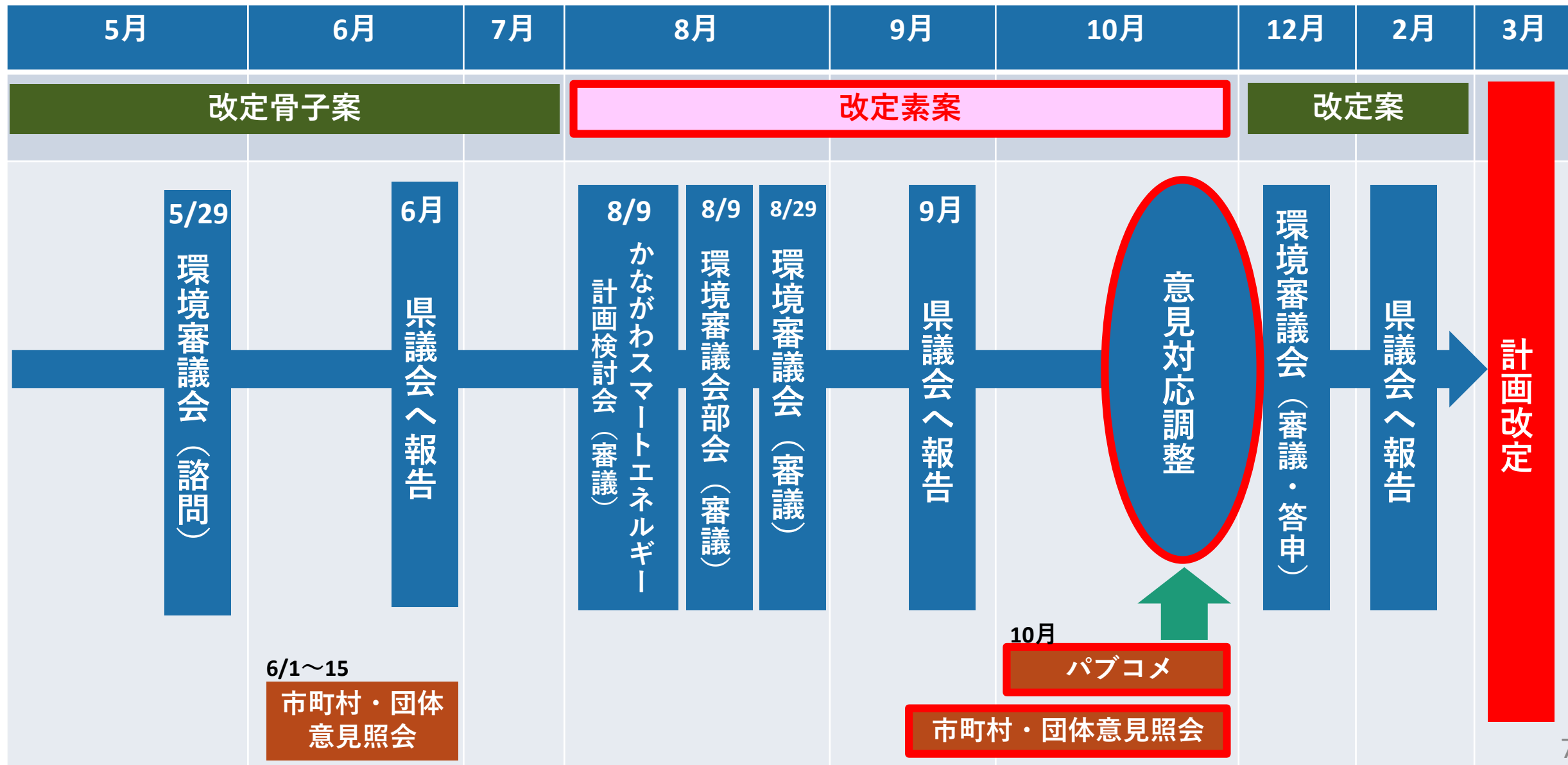
第4章 計画の推進

1 推進体制

2 進行管理

3 計画の見直し

今後のスケジュール (予定)



2 現行の事業活動温暖化対策計画書制度の概要

事業活動温暖化対策計画書制度の概要

➤ 事業活動温暖化対策計画書制度（以下「計画書制度」という。）とは

一定規模以上の事業活動を行う県内の事業者を対象に、温室効果ガスの自主的な削減目標や削減対策を記載した計画書等の提出を義務付け、概要を県が公表することで、事業者の自主的な取組の促進を図る制度（2010年度開始）

根拠法令：神奈川県地球温暖化対策推進条例
（第4条、第10～17条等）



計画書制度の対象事業者

▶ 提出義務のある事業者（特定大規模事業者）

- 県内の工場や事務所において
原油換算エネルギー使用量が1,500kL/年 以上
- 県内に使用の本拠地を有する
登録自動車が100台以上（軽自動車除く）

※ 2022年度末時点の対象事業者は513者

▶ 任意提出の事業者（中小規模事業者等）

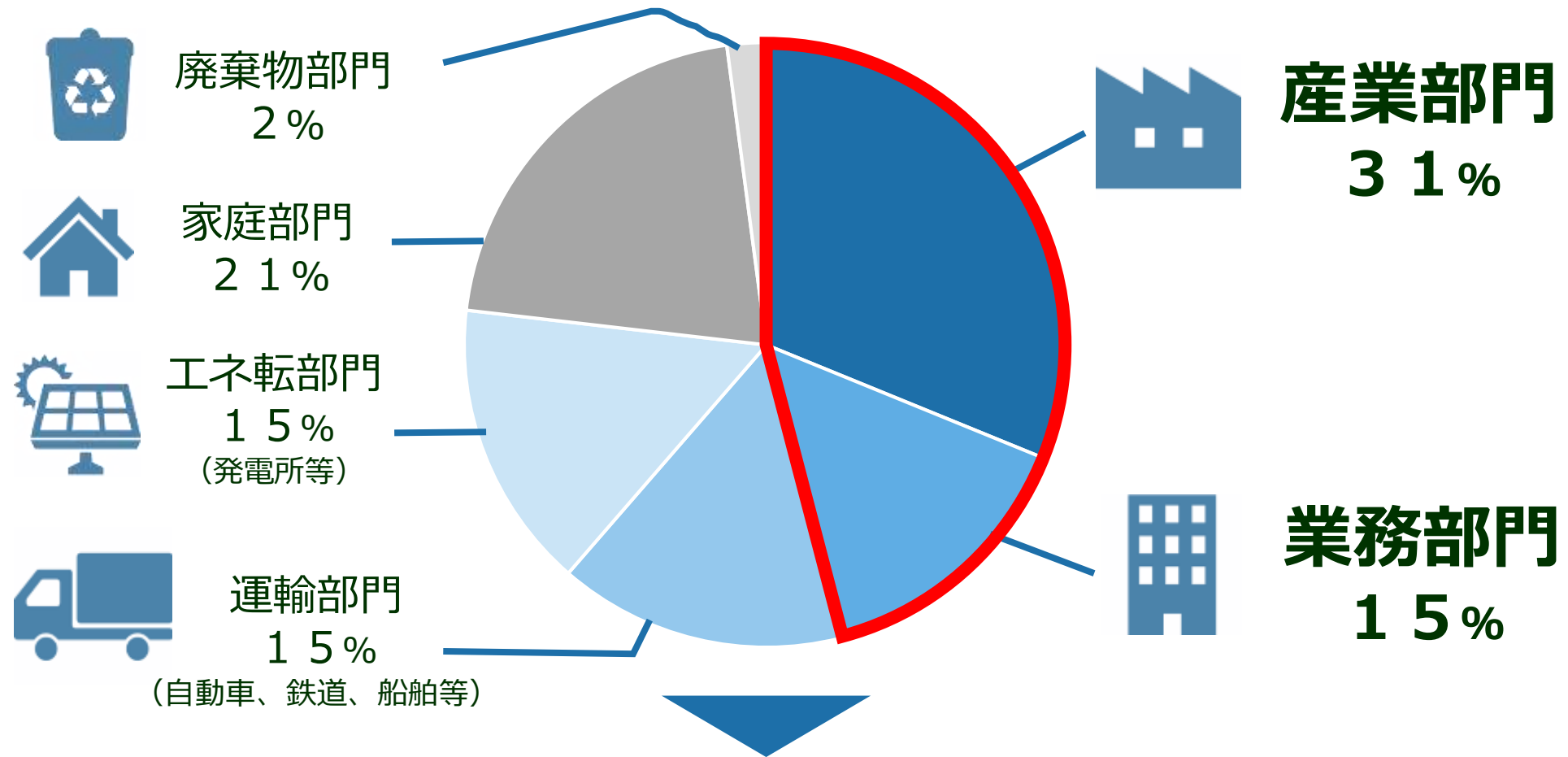
- 特定大規模事業者以外の事業者

※ 2022年度末時点では1者のみ



3 計画書制度見直しの必要性

事業活動を取り巻く状況①（県内のCO₂排出状況）



約 5 割 を占める 事業活動 からの削減が重要

事業活動を取り巻く状況②（企業等の動向）

事業活動における脱炭素をめぐる 動向 と潜在的な リスク

▶アップル（米国）

サプライチェーン・製品全体でのカーボンニュートラルの達成を目指す（2030年まで）

[取引機会の損失リスク]

▶ESG投資がトレンド

E 環境 (Environment)

S 社会 (Social)

G ガバナンス (Governance)

[投資家の低評価リスク]

リスク 回避のためには **脱炭素の取組** が必要

現行の計画書制度の課題①

課題 1

削減目標の基準（望ましい水準）がないこと

目指すべき削減目標について、明確な基準（望ましい水準）を示していないことから、各事業者の削減目標と県全体の削減目標が連動していない。

課題 2

各事業者が自身の取組を評価できないこと

各事業者の取組が「見える化」されていないため、事業者が自身の取組が十分なのか、そうでないのかを把握することが難しい。

課題 3

事業者への動機付けが不十分であること

計画書の作成や、計画書に基づく取組に対するインセンティブやディスインセンティブがメニュー化されておらず、動機付けが不十分

現行の計画書制度の課題②

課題 4

中小規模事業者等が制度を活用していないこと

中小規模事業者等（≡中小企業）は脱炭素の重要な担い手であるが、報告書の提出義務がないことから、制度が活用されていない。

課題 5

事務負担が重いこと

国や他自治体にも類似の制度があり、事業者には負担となっていることから、DX化の推進や様式の簡素化など、運用の改善を図る必要がある。

評価制度導入の必要性①

- 脱炭素の取組は、環境保全という枠組みを超え、産業競争、国際競争力にも大きく関係し、重要な成長戦略



県の2030年度削減目標と整合した評価基準を設定し、事業者の脱炭素の取組を見える化する **評価制度を導入**する

評価制度導入の必要性②

- 国は、自治体による事業者の取組の評価・公表について、温暖化対策計画書制度のステップアップの段階として推奨



※出典：地球温暖化対策
計画書制度ガイドライン
(2023年、環境省)

4 計画書制度見直しの方向性

計画書制度の課題解決に向けた見直しの方向性①

1. 事業者の脱炭素の取組を評価して「見える化」

課題 1、2 関係

- 神奈川県地球温暖化対策推進条例を改正し、事業者の脱炭素化の取組を評価して「見える化」する仕組みの導入（2025年度～）を検討
- それにより、事業者自身の現在地把握を容易にし、自主的な取組の加速を促す。また、金融機関等の第三者からも事業者の取組把握を容易にし、ESG金融の側面からの事業者の取組促進も図りたい。

2. 評価結果と連動した支援等による取組意欲の向上

課題 3 関係

- 計画書制度と、県や金融機関等の各種支援制度等との連携を図り、評価結果に応じたインセンティブ・ディスインセンティブを提示
- それにより、事業者の脱炭素化に向けた取組意欲の向上を図りたい。

計画書制度の課題解決に向けた見直しの方向性②

3. 中小規模事業者等への支援の充実による制度活用促進

課題4 関係

- 脱炭素社会の実現に向けた取組の重要な担い手である中小規模事業者等（≡中小企業）についても、事業者の抱える課題等を踏まえ、**計画書制度の活用を促すための方策を検討**
- それにより、中小規模事業者等による、主体的かつ計画的な脱炭素の取組の促進を図りたい。

4. DX化・書類簡素化の推進による事務負担の軽減

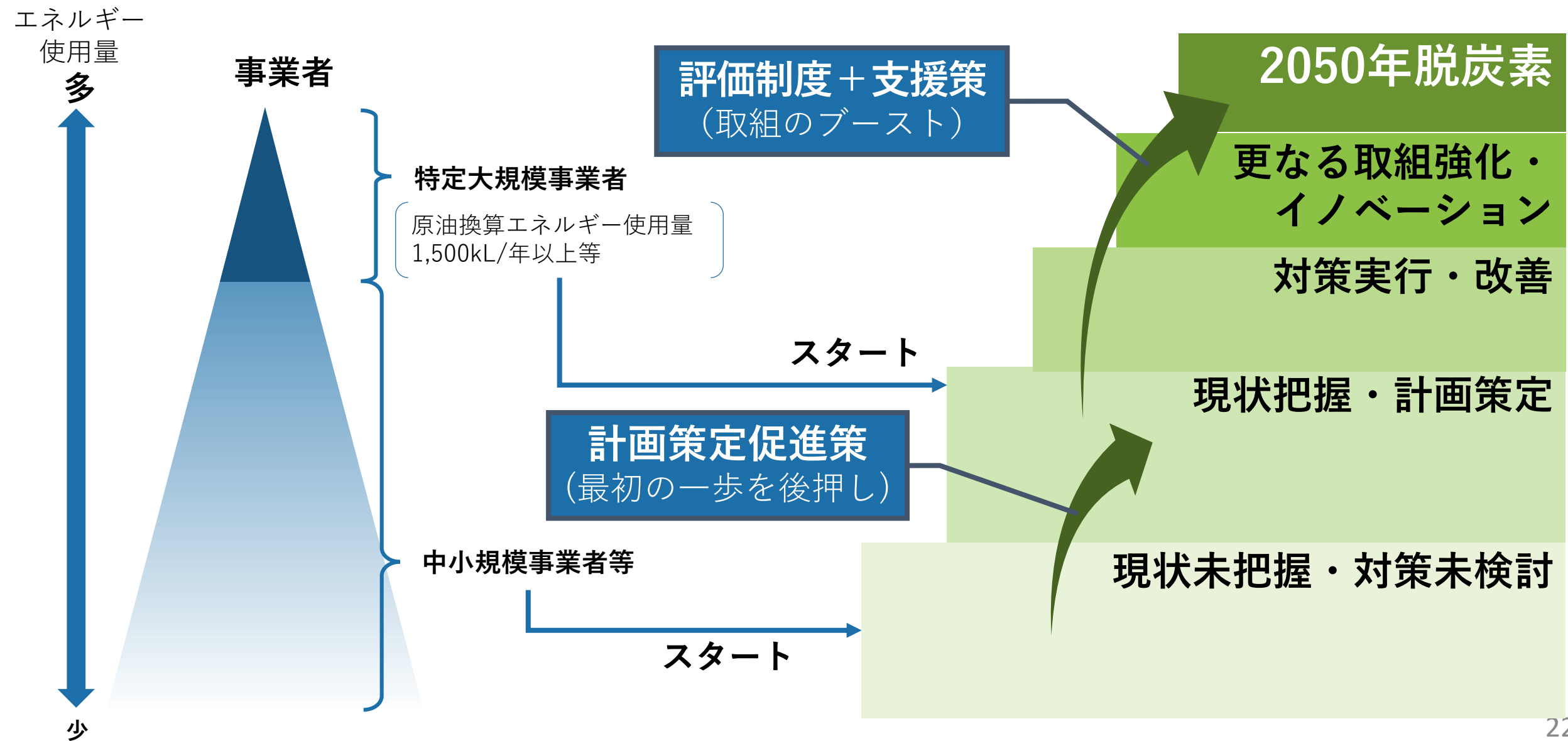
課題5 関係

- 事業者－県双方にとって**効率的なデータ管理手法の導入**や、**提出書類の抜本的な見直し、簡素化**を検討
- それにより、事業者－県双方における抜本的な事務負担の軽減や、取組の評価に当たっての効率的な運用を図りたい。

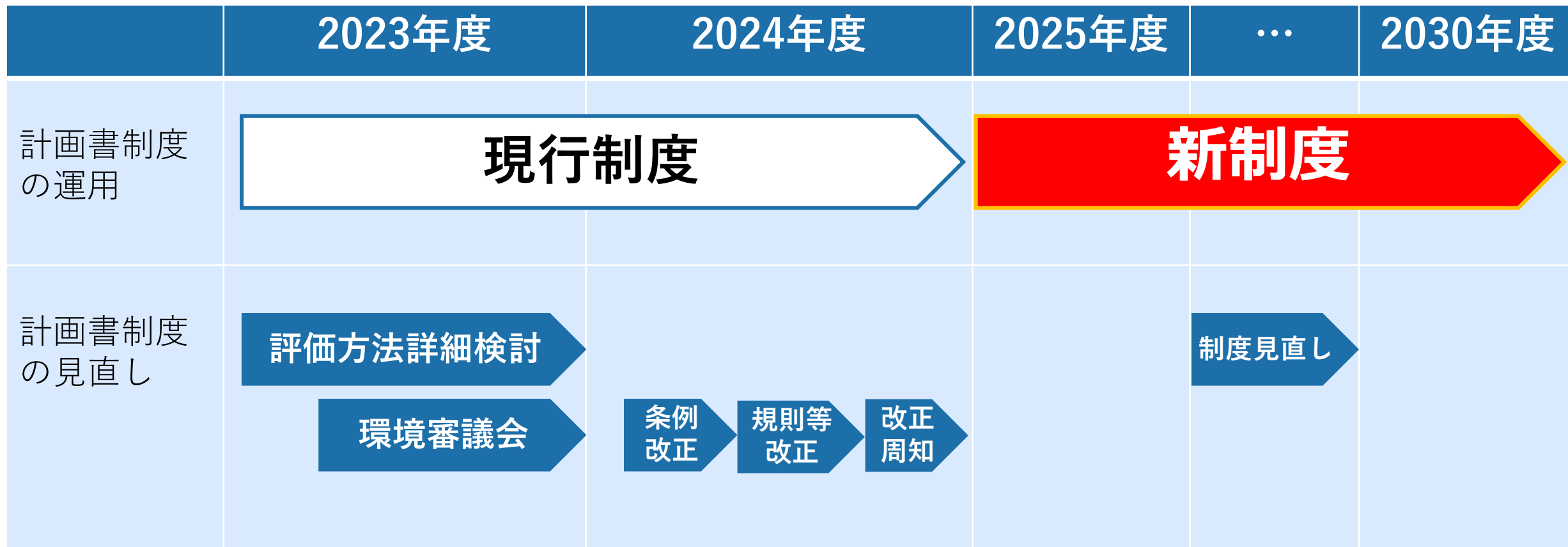
(参考) 計画書制度の見直しの全体像

	課題	対応方針	対応例 (詳細は今後検討)
大規模事業者	削減目標の基準 (望ましい水準) がない ／各事業者が自身の取組 を評価できない	事業者の脱炭素の 取組を評価して 「見える化」	<ul style="list-style-type: none"> 県地球温暖化対策計画の2030年度削減目標に整合した評価基準等の設定 事業者の取組を評価し、評価結果を公表
	事業者への動機付けが 不十分	評価結果と連動した 支援等による取組 意欲の向上	<ul style="list-style-type: none"> 高評価者へのPR等のインセンティブ 低評価者への指導等の強化
中小	中小規模事業者等から 制度が活用されていない	中小規模事業者等 への支援の充実による 制度活用促進	<ul style="list-style-type: none"> 任意提出を促すインセンティブ 任意提出用の様式の簡素化
共通	事務負担が重い	DX化・書類簡素化 の推進による 事務負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 事業者－県双方にとって効率的なデータ管理手法の導入 提出書類の抜本的な見直し、簡素化

(参考) 事業者の取組支援・促進イメージ



計画書制度見直しのスケジュール（予定）



5 新たな評価制度のイメージ

現行の計画書制度の改善①：計画期間

▶ 「計画期間」を

「3～5年間の任意選択制」から「3年間固定制」へ

- ※ 第1期：2025～2027年度、第2期：2028～2030年度、第3期：2031～…
- ※ 2027年度までに全事業者が計画を一旦終了するよう移行期間を設定し、
2028年度から完全移行
(2024年度更新者は最長4年、2025年度更新者は3年、2026年度更新者は2年等)
- ※ 2025年度以降の計画更新者等から、評価制度を順次適用

現行の計画書制度の改善②：提出書類

➤ 「提出書類」を統廃合するとともに、内容を極力簡素化

- ※ 統廃合：計画書、排出状況報告書、結果報告書（3種類）⇒ 計画書兼実績報告書（1種類）
- ※ 簡素化：自由記載欄は極力廃止、定性的な記載箇所はチェックリスト（選択式）化 など
(様式の詳細は、環境審議会答申後に庁内で詳細検討。横浜市・川崎市とも適宜調整予定。)

現行様式
(提出時期)

計画書

(計画の初年度)

主な
記載内容

- CO₂削減に向けた基本方針
- CO₂排出量削減目標
(任意の数値を設定)
- 目標達成のための具体的な対策 など

排出状況報告書

(2年度目～計画最終年度)

- 前年度のCO₂排出量
- CO₂排出量の増減理由
- 前年度に実施した主な削減対策

結果報告書

(計画最終年度の翌年度)

- 計画期間中の各年度のCO₂排出量
- 削減目標の達成状況、達成・非達成の要因等
- 計画していた削減対策の実施状況 など

※ ■：自由記載欄 or 定性的な記載箇所

新たな評価制度①：評価対象事業者

▶ 現行の計画書制度の全事業者※を評価対象

※ 特定大規模事業者 + 中小規模事業者等

大分類	中分類	要件	事業者数 (2022年度末)
特定大規模事業者	第1号該当事業者	工場等の原油換算エネルギー使用量が1,500kL/年以上	455者
	第2号該当事業者	連鎖化事業に係る工場等の原油換算エネルギー使用量が1,500kL/年以上（フランチャイズチェーン等）	16者
	第3号該当事業者	県内に使用の本拠を有する自動車が100台以上	73者
	合計（重複含む）		544者
	合計（重複除く）		513者
中小規模事業者等		特定大規模事業者以外の事業者	1者

なお、第1号及び第2号の使用量換算対象については、省エネ法改正を反映する（化石由来のみ⇒非化石由来含めたエネルギー使用量全体で判定）

新たな評価制度②：評価周期

➤ 「実績」を「毎年度」評価

※ 計画のみでの評価は行わない。

ただし、高い目標等については、実績評価時に加点も検討

※ 温室効果ガス排出量等の定量評価項目は、直近複数年の移動平均で評価

※ 事業者が速やかに2025年度から評価を受けることができるよう配慮

(現行計画書期間中でも評価を希望する事業者については対応を検討 など)

(参考) 評価周期のイメージ

評価制度開始

★：評価（実績年度の翌年度に実施）

例	評価周期	計画更新年度	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2030年までの 評価回数
1	毎年度	2025年度	第0期		第1期		第2期				5回 (最多)
2	毎年度	2028年度	第0期				第1期				2回 (最少)
3	計画期間ごと	2025年度	第0期		第1期		第2期				1回 (最多)
4	計画期間ごと	2028年度	第0期				第1期				0回 (最少)

※ 2025年度以降の計画更新者は計画期間が3年固定。例2、例4は第0期が5年計画の想定

新たな評価制度③：評価軸・評価項目（大分類）

➤ 県温暖化対策計画の目標（2030年度▲50%・2050年脱炭素）に整合した、**中・長期的な評価軸・評価項目**を設定

※ 特定大規模事業者は、評価項目ごとの対象事業者区分（第1～3号）を設定

※ 中小規模事業者は、評価項目を限定（事務負担を考慮。希望があれば全項目評価も可）

2030年度までの中期的な目標の達成につながる評価項目

評価軸 1

- ① 温室効果ガス排出量の削減
- ② 省エネ
- ③ 再エネ化・電化
- ④ 自動車

評価軸 2

2050年脱炭素社会の実現につながる評価項目

- ⑤ 中長期目標、イノベーション等

新たな評価制度④：評価基準・配点（基本的な考え方）

➤ 評価項目ごとに評価基準を設定し、取組実績に応じて傾斜配点

- ※ 定量的に評価可能な項目では、県地球温暖化対策計画の目標値等と整合した年度ごとの評価基準（望ましい水準）を設定
- ※ 事業者の正確な現在地把握や取組意欲向上を図るため、「絶対評価」で採点

<例> 評価項目「温室効果ガス排出の削減」の傾斜配点のイメージ

	産業	業務	運輸	配点	
県温対計画の温室効果ガス削減目標	▲57%	▲66%	▲24%		
評価基準（望ましい年度ごとの削減率）	▲4%/年	▲6%/年	▲2%/年		
実績	評価基準の100%以上削減	▲4%/年	▲6%/年	▲2.0%/年	5点
	評価基準の80%以上削減	▲3.2%/年	▲4.8%/年	▲1.6%/年	4点
	評価基準の60%以上削減	▲2.4%/年	▲3.6%/年	▲1.2%/年	3点
	評価基準の40%以上削減	▲1.6%/年	▲2.4%/年	▲0.8%/年	2点
	評価基準の20%以上削減	▲0.4%/年	▲1.2%/年	▲0.4%/年	1点

※ 評価基準の値及び傾斜配点区分は仮定の数値（環境審議会答申後に庁内で詳細検討）

新たな評価制度⑤：評価のアウトプット（基本的な考え方）

➤ 評価項目別の採点を基に、「4段階（A～D）で総合評価」

➤ 評価項目別の採点結果も併せて提供

※ 評価結果は、有識者等への意見聴取後、確定

※ 中間2段階がボリュームゾーンの想定。制度運用後、最上位層又は最下位層が多くなるなどした場合は、将来的に5段階への拡張を想定（総合評価採用自治体の多くは、5段階を採用）

新たな評価制度⑥：評価結果の公表（基本的な考え方）

- 事業者ごとの評価結果は、**県HPで公開**
- **低評価者は、経過措置を設けた上で原則公開**

- ※ 公開に当たっては、**事業者に「弁明の機会」を付与**。弁明があった場合、有識者等へ再度意見を聴取の上、公表の是非等を判断
- ※ 経過措置は、例えば、3回連続最低評価の場合など



事業者名	2025	2026	2027	...
●●株式会社	A	A	A	...
▲▲株式会社	B	B	B	...
◆◆株式会社	—	C	B	...
■ ■株式会社	—	B	A	...

見える化



未来のいのちを守るため 脱炭素社会の実現に向けて オールジャパン・オール神奈川で 力を合わせて取り組みましょう！

